左傳に見える西周封建制度について

伊藤道治

はじめに

殷周時代の社會制度、或いは西周の封建制度を說くとき、しばしば引用される資料に、春秋左氏傳定公四年の條に子魚の語として載せられている魯・衞・唐の封建の物語がある。それによると、魯公には大路という車をはじめ各種の寶器と殷民六族とが與えられたという。それにつづいて、「使帥其宗氏、輯其分族、將其類醜」という句が書かれている。杜預の注以來、この句は殷民六族に關して言われたものであるとされる。私は、全文を通讀する際に、この杜預の注によったのでは、どうも落着かないので、何か異った說が出されていないか、宋・淸の人々の注釋の身近かにあるものを幾らか檢索したが、殆んどの人々が杜說のままか、或いはむしろ避けて通っていると思われるものばかりである。また我が國人の「春秋左氏傳校本」、「春秋左氏傳評林」、さらに「左氏會箋」や國字解などを見ても、いずれも杜說に從っている。ただ竹內照夫氏譯の「春秋左氏傳」は、この句の主格を、殷民六族とするのではなく、魯公のこととして解されている。[1] 私自身も、これは當然魯公に關して言われたものと感じていたが、竹內氏は、その譯本の性格上、根據を示されていないので、以下に私なりに考えを述べ、併せて左傳にのせられている幾つかの西周封建制度に關する記載について私見をのべる。私の左傳に對する研究は、ようやく始まったところで、見落しがあったり、誤解があると思うが、研究ノートの一部として了解していただくとともに、御敎示を與えられることをお願いする。

一

さて説明の便のために、はじめにこの定公四年の子魚の語のうち必要な部分を、魯・衞・唐の三つについて、幾つかの項目に分けてあげる。

イ　魯

a　分魯公、以大路・大旂・夏后氏之璜・封父之繁弱・殷民六族：條氏・徐氏・蕭氏・索氏・長勺氏・尾勺氏。

b　使帥其宗氏、輯其分族、將其類醜、以法則周公、用卽命于周。是使之職事于魯、以昭周公之明德。

c　分之土田陪敦・祝宗卜史・備物典策・官司彝器。因商奄之民。

d　命以伯禽、而封於少皡之虛。

ロ　衞

a　分康叔、以大路・少帛・綪茷・旃旌・大呂・殷民七族：陶氏・施氏・繁氏・錡氏・樊氏・饑氏・終葵氏。

b　封畛土略：自武父以南、及圃田之北竟。取於有閻之土、以共王職。取於相土之東都、以會王之東蒐。

c　聃季授土、陶叔授民。

d　命以康誥、而封於殷虛。

ハ　唐

a　分唐叔、以大路・密須之鼓・闕鞏・沽洗・懷姓九宗・職官五正。

d　命以唐誥、而封於夏虛。

この魯・衞・唐の各項を比較して、最も目につくことは、唐の場合にはb・c項が書かれていないことである。これは省略したのではなく、おそらく春秋時代における傳承に缺けた點があったことによるものであろう。唐、卽ちのちの晉に

ついては、西周の末までは、侯の世系すら判明しないことにも示されるように、古い時代の晉に關する傳承がすでに春秋時代には失なわれていたことによるものと考えられるが、これについては、また別の機會に考察することとする。

つぎに魯・衞のそれぞれのb項について比較すると、ここにも大きな差異が認められる。その第一は、衞は周王に仕えることをその任務として説かれているのに對し、魯では、周公が常に中心におかれている。當時魯に赴いたのは、周公の長子の伯禽であった。その父であり、事實上西周王朝の中心的存在であった周公に對して盡くすことは、そのまま周王に對する忠勤でもあったことによると考えられる。さらに大きなちがいは、衞に關する項が、境域の範圍を問題とするに對して、魯については、一族を率いることが、その中心となっている點に見られる。これは、それぞれ境域と族集團との一方のみにふれて、相互にこうした問題の一例を示すことによって、文を簡略にしたとも考えられるが、しかしかつてふれたこともあるように、西周の封建制度が、土地と民との賜與・領有に重點があることを考えるならば、これを省略したと解するのも充分な納得を與えるものではない。[2] とくに、魯の項における宗氏以下の句が、賜與された殷の六族に關するものと解するならばともかく、これを伯禽に關するものと解するならば、魯に關するかぎり、この項に對する考えは、別の理由によるものとしなければならない。そこでまず第一に、この條項を如何に解釋す可きかを檢討しよう。

魯に關するb項の記載は、

1　使帥其宗氏、輯其分族、將其類醜、以法則周公、用卽命于周。

2　是使之職事于魯、以昭周公之明德。

というように、二つの部分にわけられる。この二つの部分は別個のことではなく、是という助詞によって意味が關聯させられており、第1の部分が、第2の部分の前提或いは條件のような働きをしていると考えられる。したがって、この二つの部分の主格は同一人であるとすることが出來る。ところでこの第2の部分は、周公の明德を顯彰することをもって終っているが、西周時代の金文などに見える明德という語は、天子に對する場合のほかは、ほとんど祖先に關して使用されて

いること、またその祖先の德を顯らかにすることが子孫の義務として考えられていることから見て、この語の主格は、當然周公の子孫、この場合では伯禽でなければならない。しかもこの句は、職事于魯をうけて、以という助詞をもって始まることから考えて、魯に職事するのも、當然伯禽でなければならないのである。左傳においては、職と事とが同じ意味に使用されるし、また西周金文における「事」字は、仕える(ツカえる)の意味と考えられる場合のほかに、職務そのもの、或いは職務に從事することを意味する場合が非常に多い。たとえば西周後期の師嫠簋の

命汝嗣乃祖舊官小輔眔鼓鐘。錫汝叔市・金黃・赤舄・攸勒。用事。敬夙夜勿廢朕命。[8]

というときの用事は、小輔と鼓鐘を司どることに從事することを內容としている。したがって、職事于魯とは、魯に封ぜられたについての任務に勵むことを意味する。第2の部分の全體の意味は、「魯に封ぜられたのにともなう任務に從事し、それを果たすことによって、周公の明德を一層輝やかしいものとする」ということになる。ただこの場合、全句に對して「使」という使役の語が使用されることは、これらの句が、伯禽に關して言われたとする考えをさまたげるかもしれない。たしかに西周金文には、とくに册命の場合に、使役の語を用いることは殆んどない。しかしながら、册命の文章は、多くの場合、王の命令という形式で書かれているので、そこに述べられる任務は「……せしむ」という形式で訓讀されるものであることを考えるならば、ここに「使」字が用いられることもあながち不自然ではない。ちなみに金文における使役の語は卑・俾と書かれているが、[4]詩の魯頌閟宮には、「乃命魯侯、俾侯于東」(すなわち魯侯に命じて、東に侯たらしむ)という如く、俾が使用される。勿論このことによって魯頌の成立が古いというのではない。

つぎに第1の部分について見ると、はじめにも述べたように、もっとも問題になる部分である。この部分はさらに二つに分けることが出來る。すなわち、イ「帥其宗氏、輯其分族、將其類醜」と、ロ「以法則周公、用卽命于周」とである。このイロはやはり「以」という助詞で接續され、その主格は同一人である。ところで後段ロの「法則周公」卽ち「周公にのっとる」とは、杜預によると、周公の定めた法則を受けることと解されている。金文では、この法則に當る語を「帥型」

と書き、先王や祖先を模範として王室につくすことを意味する。[5] 左傳のこの場合も、周公が成王を輔けて、王室に盡くしたこと、或いはそのような周公の精神を模範とすることと解しなければならない。またつぎの「卽命于周」は、「命を周に受ける」という意味であるが、これと同じことが「于周受命」とも書かれる。宣王が召伯虎を封建したときのことを歌ったものといわれる詩大雅江漢には

釐爾圭瓚、秬鬯一卣、告于文人。錫山土田、于周受命、自召祖命。

とある。この場合、周に命を受けるのは、召伯虎その人である。この點から考えて、「卽命于周」の主格は、當然封建せられた伯禽その人でなければならない。しかも「法則周公」と「卽命于周」との二句は、「用」という接續の助詞で結ばれるから、當然その主格は同一人であるし、意味から言っても、ともに伯禽である。しかもこの二句は、さらに「以」という助詞によって、前段を受けることを考えると、前段イの「帥其宗氏」以下も、伯禽の行爲として理解されねばならぬことがわかる。この場合にも、「使」という使役の語の問題があるが、これも前述と同じように考える可きものである。したがって、魯のb項も、その主格は伯禽であり、衞康叔の場合と同じく、封建を受けた人物であることがわかる。

しかしこれだけでは、それぞれのb項が、魯はその率いる族の問題と周公とをかかげるのに對し、他方が領域と周王とを特に書くという區別の說明には充分ではない。ただこの點は、この文のみからは解決がつかず、當時の歷史的な背景から考えるより方法はないので、餘り正確ではないが、およそ次のような事情によるものではないかと想像される。魯の封建は、周公に對して行なわれたものであるが、周公は成王をたすけるために、王室にとどまり、その本來の領地は、次子が繼承することになった。したがって伯禽は、長子ではありながら、一族の大部分を率きつれて、新しく東方に移ることになったために、一族の間には、大きな不安が生じたことは當然である。そのためにb項のように、一族をよく統率することが册命の一部として說かれることになったのであろう。またc項のように、祝宗・卜史・備物・典策・官司・彝器が與えられたのは、周公の家にもとから屬しているものはそのまま周公のもとに殘留したために、別に王が分賜したと考えることが出來る。[6]

これに對し、衞康叔の場合には、族の分割というような問題はあまり考慮する必要がなかったのであろう。ただ土地に關しては、可成りはっきりした領域が示されているが、これは、殷の故都に近く、かつての殷の中心部をなしていた地域であったことによると思われる。武王滅殷ののち、この地は邶・鄘・衞の三國に分割された。[7] 漢書地理志下に

河內本殷之舊都。周既滅殷、分其畿內爲三國。詩風邶鄘衞國是也。邶以封紂子武庚、鄘管叔尹之、衞蔡叔尹之、以監殷民。謂之三監。故書序曰、武王崩、三監畔。周公誅之、盡以其地封弟康叔、號曰孟侯、以夾輔周室。遷邶鄘之民于雒邑。故邶鄘衞三國之詩、相與同風。

というように、康叔はかつての三監の地を併せて領有するとともに、邶・鄘はその民が雒邑に移されたために、尙一層その領域を明確にする必要があったのであろう。それが「武父以南、及圃田之北竟」という內容である。この地域の示しかたは、現在より見ればはなはだ漠然としたものであるが、西周金文、或いは左氏傳にはこうした表現が用いられるのが一般であり、[8] 實際には相當詳しい地理的情況が知られていたらしく、たとえば西周前期の宜侯矢簋によると、宜侯の領內の地理的な情況は可成り正確に知られていた。[9] 勿論衞の領域は廣く、宜侯のような小さな國の場合と單純な比較は出來ないが、西周の人々にも可成り知られた所謂小東の地域であった。これに對して魯の場合は、周人にとっては、新しく開かれた大東の地であり、その領域を確實に示すことは出來なかったことによると推測される。[10] 衞のc項における授土・授民は、可成り詳しい地理的な情況が知られていたことを基礎として行なわれたことと考えられるが、これについては別の機會にふれることとする。

また衞のb項の後半は、西周の王がある程度直接的・恒常的に影響を與えることの出來た東の限界が、實は衞までであったことを示すものと解することが出來る。魯などさらに東方の諸侯があったが、これらが、どこまで恒常的に周の王室と結びつき得たかは疑問であり、實際にはここにあげた衞すら、可成り疑問がないわけではないが、とも角、おそらく衞がその東限であったと考えられる。[11]

以上のように考えることによって、魯と衞とのそれぞれのb・c項の間に見られる差は一應説明されたと考えられるし、また從來その意味するところがあまり明瞭でなかった「帥其宗氏、輯其分族、將其類醜」が、實は魯公に關するものであり、その背後には周公の一族—これは純粹な血縁上の族のみではなく、その率いる周民（殷民に對して）が分割・移住するという問題があったことを示しているのであった。したがって杜預以來の通説のごとく、これを殷民六族のことと考えるのは誤りであり、ましてこれによって殷民の階級構成を示す資料とすることは出來ないことが明らかになったと考えられる。

二

つぎに、この魯の封建に際してのc項にあらわれる「土田陪敦」という語について、少しく考えて見よう。この語のうち土田は、土地を意味し、また田の語には、西周金文に見られるところでは、單に耕地として田のみでなく、村落である邑、その邑に住む邑人なども含まれているものであることは、すでに別稿において述べたが、左傳にのべられる春秋時代においても、田と邑とは一體不可分のものであった。[12] この點についてはまた後日述べることとし、ここで問題にするのは、土田につづく陪敦という語である。杜預はこれを增厚と解し、正義は、諸侯の封國は、大國が方五百里であるのに對し、衞はとくに方七百里を與えられたと解している。卽ち領域を特に增して封じたものと解したのである。しかしすでに孫詒讓の指摘するように、この陪敦は、魯頌閟宮に「錫之山川土田附庸」という場合の附庸に解すべきものであり、またこれは西周後期の金文召伯虎簋に見える「僕庸土田」の僕庸でもある。[13] したがって、陪敦は附庸であり、諸侯に從屬する小國の意味に解することになり、さらに孫氏は金文の僕庸をも、附庸の意と解した。しかしながら孫氏が、僕庸を魯頌の附庸と同じものと解したのは、順序が逆である。というのは、むしろ金文中における僕・庸の意味を考えたうえで、この附庸を理解す可きものであるからである。

ではこの僕・庸とはなんであろうか。近年陝西省において出土した、西周後期の訇簋の銘文中に

今余命汝啻官𤔲邑人・先虎臣・後庸：西門夷・舂夷・京夷・𩰫夷・師笭側・新：□華夷・由□夷・𨺅人・成周走亞：戍𡨦人・降人・服夷。[14]

という一節がある。これは、王が訇に命じて邑人・先虎臣・後庸・側・新・成周走亞を官𤔲せしめたのであるが、そのなかに後庸というものがある。この訇の父にあたる師酉という人物の作った簋の銘文には、後庸がなく、邑人・虎臣となっており、虎臣に「先」という字も冠していない。このことは、子の訇になって庸が加わったために、虎臣には「先」字を冠し、庸に「後」字を加えたものであることを示し、後庸は正確には「庸」であったのである。この銘によって、庸は虎臣とともに訇の管理を受けたものであることがわかる。楊寛氏はこの庸を、虎臣の次に書かれていることによって、虎臣より低位のものであるとし、これを土田に附屬した土着民であり、耕作者であると解した。[15] しかも楊氏は、c項にあらわれる「因商奄之民」の商奄の民を二つに分け、商民とは殷民六族をさすとし、奄民をこの庸にあてた。したがって楊氏は、「附」を、附屬或いは附着の意に解したわけであるが、この訇簋からは、庸がそうしたものであることを示すものは何も得られないし、また庸の解釋を金文に求めるとすれば、附も當然金文の僕として理解しなければならないのである。[16]

この訇簋の銘を見ると、邑人・虎臣・庸のほかに、師笭側・新・成周走亞がある。師笭は、師酉などと同じく、師職の笭であり、可成り身分の高い貴族である。側・新は、この師笭に隷屬していたものであろうが、西周後期の無叀鼎の銘に

官𤔲𠂤王退・側・虎臣。[17]

というときの側と同じで、虎臣と幷び稱されるものである。おそらく文字通り、王の身邊にあって、なにかの雜務に從事したものであろう。この訇簋の側も、もとは王の側であったものが、師笭の管理を受けるうちに、より強く師笭に隷屬するようになったものと推測され、それがさらに訇のもとに移管されたのである。また新に關しては、他に證はないが、郭沫若氏のいうように、薪樵に類する賤役で、のちに鬼薪という一種の刑名になるものかどうかは疑問であり、虎臣など全體

の身分を考慮した上でないと、決定は出來ないものである。成周走亞についても、他證が得られないが、これも郭氏の言うような賤役であるのかどうか。勿論これらはすべて何らかの意味で、冑に隷屬するものではあるが、現在の中國の多くの學者のいうように身分の低いものかどうかは、はなはだ疑問であり、まだまだ多くの檢討す可き問題が殘されているようである。[18] そのほかにも、この資料を利用するに際しては、まだ多くの問題がある。たとえば邑人と虎臣以下との關係、卽ち虎臣以下は邑人と對置されるものか、或いは邑人は虎臣以下を意味するものと解するかといった問題があり、また西門夷や降人といわれるものが、虎臣や走亞と同列のものか、それとも、虎臣や走亞の內容であるのか。この問題に對する私見はのちにふれるが、いずれにしても、庸とは虎臣などと併稱される一つの職分を示すものと理解しなければならない。

つぎに、僕の問題について見ることとする。西周前期金文の師旂鼎の

師旂衆僕不從王征于方。[19]

中期の趞簋の

命汝作𤔲師家司馬、啻官僕・射・士・嫐・小大右・隣。[20]

同じく靜簋の

王命靜𤔲射學宮。小子眔服眔小臣眔夷僕學射。[21]

などの僕は、いずれもある軍事的な職務につくものであったことがわかる。しかも可成り重要な役割を占めるものであったことは、師旂鼎の場合、衆僕が王に從軍しなかったために、可成りの罰金を納めることになったことからもわかる。ところが、後期になると、伯克壺の

伯大師錫伯克僕卅夫。[22]

或いは幾父壺の

錫幾父▼僕六・僕四家・金十鈞。[23]

のように、僕が賜與の品目の一つとしてあらわれる。このことは、前期から中期にかけて、軍事上のある役職を擔當するものであった僕が、次第にその地位が低下したことを示すものであり、或る場合には、小數に分割されて私從的なものになっていったことを示すものであろう。したがって庸も、僕と同じように私屬化していったと考えられる。西周後期の召伯虎簋の「僕庸土田」の僕庸もおそらくこうしたものであったと言わなければならない。

しかしこの僕庸・附庸が、土地に結びつくものであったか、卽ち「土田附庸」・「僕庸土田」というときの僕庸などが「土田」と結びつくものであったかは、また別個の問題として考えなければならない。さきにあげた大雅江漢の詩には、「錫山土田」とあって、附庸或いは僕庸にはふれない。附庸そのもののみではなく、それに相當するものもない。それは土田という語によって、當然その耕作者を含ませていたからであった。これに對して、同じく宣王の時の詩と言われる大雅崧高には

王命申伯、式是南邦。因是謝人、以作爾庸。王命召伯、徹申伯土田。王命傅御、遷其私人。

とある。このうち「因是謝人、以作爾庸」は、舊釋では、申伯が封ぜられた謝の地の人によって、庸＝墉卽ち城郭を作らせるという意味にとって來たが、楊寬氏の言うごとく、この庸は、僕庸の庸と解すべきものであった。[24] しかしこれが、次句の申伯をして治めさせた土田と結びつくか否かは疑問であり、庸となった謝人は、農業上の租稅負擔者として土田に結びつく農民ではなく、むしろ特殊な役務に服するものであったと考えられる。それがおそらく庸とよばれるものの本質でなかったかと推測されるのである。

ただ注意しなければならないことは、これら庸となった人々が、農業から全く分離した專門的な職業として、生活の資を給附されたものであったとは考えられないという點である。おそらくその生活の基盤は農業においており、そして租稅にかわるものとして、ある種の役務に服したものと思われる。さきにあげた訇簋にでる虎臣・庸などもそのようなものであったと考えることが必要である。そこでもう一度、訇簋の解釋にもどって見よう。

前にもふれたように、この訇簋には幾種もの隷屬する人々があり、且つその相互の關係がなかなか理解し難いものであった。私はかつて、訇の父にあたる師酉簋の銘文に

嗣乃祖啻官邑人・虎臣：西門夷・𩰫夷・舂夷・京夷・叀身夷・新。㉔

というときの邑人・虎臣・西門夷以下はすべて同格のものを併列して記したものと解した。㉕しかしこの訇簋の銘によると西門夷以下を邑人・虎臣と對等のものと考えるよりは、むしろ虎臣と庸とを構成するものと考え、邑人と虎臣・庸と師笭の側・新及び成周走亞とを對置するものと解す可きものと思う。この際、邑人は、師酉や訇の官嗣する最も基本的な部分であり、血緣集團を基本として邑に住み、農耕による租稅を負擔し、戰時には軍を編成する人々であり、身分的には貴族をはじめ、比較的自由な身分であったと解している。これに對して、虎臣などを構成する西門夷や降人などは、同じように生活は農業によって支えながら、訇などに隷屬し、何らかの役務—山澤の利のような稅或いは貢納の形式に近いものをはじめ、軍務をもふくめ—に服するものであったと考えられる。したがって、これらもある場合には、血緣的な集團を作って一定の土地に住みついていたものもあろうし、また或る場合には、他處から少數が移され、新しく土地を與えられたものもあったと考えられる。宣王時代の兮甲盤の銘には、淮夷から役務に服するための人員が王室に送られたことが記錄されているが、これは可成り定期的に行なわれるべきものとされていたと考えられる。たとえば、我が國で、一定の期限ごとに隼人が大和朝廷に送られて來たように。こうした場合には血緣集團としてよりは、むしろ地緣的集團の性格をもつようになったと考えられる。訇簋にあらわれる西門夷などは、こうしたものも含むものであったのである。後期の膳夫山鼎の銘文には、

命汝官嗣飲獻人于冕。

とあるが、これは飲という地方からの獻人を冕に住まわせ、これを官嗣せしめたと解することが出來る。ただこの訇簋に出る西門夷などの夷と降人などの人との差がどこにあるのかは明らかでないが、おそらく淮夷系の出身が夷とよばれ、こ

れに對して中原系の住民が人と呼ばれたのであろう。さきにあげた中期の靜簋の夷僕も、淮夷出身の僕であると考えることが出來る。

それはとも角として、ここに見て來たように、農耕による租稅を負擔する邑人と、役務を擔當する種々のものがあったことがわかる。僕庸は、このうちの後者に當るものであるが、おそらく、西周前期、例えばはじめにあげた魯などの封建に際しても、諸侯に分け與えられたものと考えられる。前期の宜侯矢簋の銘文に

錫在宜王人□又七姓。錫奠七伯、厥鬲千又五十夫。錫宜庶人六百□又六夫。[37]

というちの第二の奠七伯と千五十夫とが、僕庸に近いと考えられるし、また中期の大盂鼎の銘文の

錫汝邦嗣四伯・人鬲自馭至于庶人六百又五十又九夫。錫夷嗣王臣十又三伯・人鬲千又五十夫。[38]

というちの馭などはそれに相當するものでなかったかと推測される。[39] しかしこれらは、さきにあげた金文資料によれば、前期・中期にはなおある程度の身分上の地位を保っていたらしいが、後期になると、可成り隷屬度を強めたと考えられる。私はかつて、後期に王臣の私臣化が貴族同志の間に見られることを指摘したが、僕庸などの地位の低下は、これと平行した現象として理解されねばならないのである。[40]

三

このような時代的な現象として、さらにもう一つのことが、金文資料によってしられる。上に引用した幾つかの金文には、官嗣・啻官・啻官嗣という語が見られる。或いははじめにあげた後期の師嫠簋の銘文の

命汝嗣乃祖舊官小輔眔鼓鐘。

のように、ただ「官」とか「嗣」とかいうようにも書かれる。この官字は、一般に管理・管監の意味にとられる。啻にはいろいろな説があって一定しない。[41] そのために官嗣・啻官などの意味が同じか否かは明らかでないが、少くとも啻一字

で、これらに相當する場所に使用されることはないので、基本的な意味は、管・司であることがわかる。このような語は、中期の穆王時代から金文にあらわれはじめ、後期の厲王前後には、册命形式の金文は、ほとんどこの官・嗣を命ずるものとなる。しかしその場合、官嗣の對象は、諸種の職務に及んでいるが、土地に關するものが少ない。その理由は、西周の後期になると、王朝の勢力範圍が非常に限定され、とくに後期金文の出土する陝西地方の土地は、殆んど貴族によって占有されていたので、おそらく、新しく封建を行なうような餘裕はなく、[29] 王室の直轄地を確保するために、土地そのものを分與するかわりに、その土地に住む役務者などを管司せしめることによって、何等かの利益を管理者に與える形式をとったものであろう。勿論本來の目的は、管理者が役務者を統轄して王朝に奉仕するところにあったことは言うまでもない。たとえば、後期はじめの免簠には、

命免作嗣徒、嗣奠還歡眔虞眔牧。[30]

とある。還は苑で、奠の苑に屬する林・虞・牧などの役務者をつかさどらしめている。また厲王時代の師旋簋には

備于大左、官嗣豐還左右師氏。[31]

とあり、豐の苑にある左右の師氏を官嗣せしめている。これらの例は、その苑そのものよりも、その上に住むものを官嗣せしめたと解される。これらの土地は苑であるところから見て、いずれも王室の直轄地であったのであり、もしその役務者を官嗣した貴族の力が強くなると、これらは貴族によって私役せられ、その土地から得られる經濟的な利益も、貴族によって横領せられることになったであろう。これに對して邑人の場合は、その邑人の納める租稅を管理することになっており、[32] この場合も、横領の危險は充分あった。

ところで、これらの官嗣に相當するものは、左傳にはどのように述べられているのであろうか。楊希枚氏は、これらを隱公八年の條に衆仲の語として載せられている

天子建德、因生以賜姓、胙之土、而命之氏。諸侯以字爲謚、因以爲族。官有世功、則有官族。邑亦如之。

のうちの官族・〔官〕邑にあたるとしている。[29] この文の前段は、かつてふれた如く、西周の封建制度が、土地と民との賜與・領有に基礎をもつものであったことを示しており、それは、前期金文によって裏付けられるものであった。[30] すなわちこの衆仲の語は、西周の封建制度を考えるのに重要な資料であることが明らかになっている。したがって、官族・官邑に關しても、何らかの重要な問題を提起するものと考えられる。從來この官族は、太史・司馬などの官名を姓名化したものと解されてきたが、それは前段の賜姓の姓を氏姓の意味に解したことによる。しかしこの姓が、實は族集團であることになれば、官族も、官名の姓名化と考えるよりは、ある族集團を管理することと考えたほうがよいのである。卽ち虎臣や庸・側などの役務に從事する族集團などを「管監」するのである。邑とは金文に見える邑人であり、邑というも邑人というも、實質的には區別がなかつたと考えてよい。

しかも師酉簋と訇簋との間に見られるように、同じものを、父子ついで官嗣せしめられていたり、或いは後期はじめの師虎簋の銘文に

命汝更乃祖考、啻官嗣左右戲緐荊。[31]

というように、祖考を繼承することが示されていることによると、これらは、世襲的に官嗣の權が與えられていたことがわかる。

しかし、これらは本來世襲されるものではなく、西周の前期・中期には、族制も職制も可成り流動的であったと考えられるので、或る一人の人物に限られ、その人物が死亡したり、或いは必要のなくなったときは、別人が任命されたり、廢止されたりしたものと考えられる。訇簋に見えるうちの師笭側新は、かつて師笭が官嗣していた側と新とであった可能性が強い。それが何かの理由によって師訇に移管されたのである。しかし後期になって族制が固定化して來ると、次第に世襲化されるようになったものと考えられる。[32] その結果これらが、ある貴族の私屬に化していったし、その住む土地も私領化した。

また官邑は、師酉簋の邑人がこれに當ると考えられる。邑といい邑人というも、實際は一體をなしており、分離される

ものではないが、おそらく官邑の場合は、邑に居住する人間の納める租税の官嗣に重點がおかれていたものと考えられ、邑及びそれに屬する田という不動産的要素に對する權利は認められなかったと考えられる。したがって官邑といわれる場合も、實際は邑人の納めるものに對する官嗣權であって、封土とはことなり、領主權よりは權限の小さなものであり、本來は王室の直轄地であったと考えてよい。しかしこれも世襲化されると、封土と同一のようになっていったのであり、官族よりもなお一層、賜姓・胙土の封建制度と混同されやすくなる。おそらくそれが西周末期の實情であったと考えられる。[40] そのために官邑・官族が次第に本來の封建と混同されるようになり、春秋時代には、同一視されるようになった。左傳成公十一年の條にのせられる劉子・單子の語のうちに、周初、蘇忿生の封ぜられた溫の邑を、王官之邑であると述べているのは、封土と官邑とが混同されたものであろう。[41] 以上のように、官邑・官族には、封建制度と混同されるものがあった。楊希枚氏が、官族・官邑は、王公諸侯が大夫を封じたもので、賜姓胙土の封侯建國と同じ意義をもつ政治的な施策であったと解しているのも、官族・官邑のこのような性格によるものであるが、しかし本來的には區別されるべきものであったことを忘れてはならない。

しこうして、僕庸は、この官族にあたるものであり、ある役務に服する族集團であり、それが族集團としてある土地に住んでいたために、春秋時代になって國家の間の優劣がはっきりし、小國が大國に服屬するようになると、小國はかつての僕庸＝官族或いは官邑と同じように見られることになったものであろう。大國は、小國をして自己に奉仕させることは出來ても、小國の領土權をも否定は出來なかった。ここに春秋時代の附庸というものの性格を考える一つの觀點があると考えられるのであり、また春秋時代の附庸と西周時代の僕庸とを區別する分岐點もあるのである。

おわりに

以上、左傳定公四年の魯・衞・唐封建の條を中心として、左傳につたえられる西周の封建制度といわれるものの幾つか

を、金文資料などと比較しながら論じて來た。その結論として得られたことは、西周時代のことが、左傳のなかに可成りよく保存し傳えられている可能性があるということである。勿論、定公四年の條にある賜與が、その語の通りに完全に行なわれていたというのではないが、その大綱はそれ程誤ってはいないということである。とくにこれを、杜預などの古註に拘泥して讀むのではなく、むしろ西周時代の金文を比較の對象としながら讀めば、餘り資料の多くはない西周時代を考える際の有力な足掛かりとすることが出來るし、またそれによって春秋時代の性格もより一層明確にされるものと期待されるのである。

註

① 中國古典文學全集第三卷（平凡社、一九五八年）

② 拙稿：楊希枚氏の「先秦賜姓制度理論的商榷」等を讀みて（東洋史研究第十八卷第一號、一九五九年）

③ 汝に命じて、なんじの祖のもと管せる小輔と鼓鐘（を扱う者）とを司どらしむ。汝に叔市・金黃・赤舄・攸勒を錫わらん。用って事あれ。敬しみて夙夜わが命を廢するなかれ。

④ 免簋に王授作冊尹書、卑冊命免。曰、命汝足周師嗣歔。錫汝赤市。用事（王が作冊尹に書き授けて、免に冊命せしむ。曰く、汝に命じて、周師をたすけて、林を司どらしむ。汝に赤市を錫わらん。用って事あれ）とある。

⑤ 叔向父禹簋に余小子嗣朕皇考、肇帥型先文祖、恭明德、秉威儀、用綢繆奠保我邦我家。（われ小子、わが皇考をつぎ、ここに先にして文なる祖にのっとり、明德をつつしみ、威儀をとり、もって聯綿とわが邦わが家をさだめやすんぜん。）とある。

⑥ 左傳僖公二四年によると、魯のほかに、周公の子孫で、封建されたものに凡・蔣・茅・邢・胙・祭の六ケ國があるが、これらと魯との關係も考慮する必要がある。ただ、その封建が魯と同時であったか否かは判明しない。

⑦ 孫詒讓：邶鄘衛攷（籀高述林卷一）、齊思和：西周地理考（燕京學報第三十期、一九四六年）

⑧ 同簋の銘には王命同、左右吳大父、嗣場林虞牧、自淲東至于涑、厥逆至于玄水（王が同に命じて、吳大夫をたすけて、場の林と虞と牧とを司どらしむ、淲の東より涑に至り、その上は玄水に至るまでを）とあり、左傳文公八年には、晉侯使解揚歸匡戚之田于衛。且復致公壻池之封、自申至于虎牢之境（晉侯が解揚をして匡戚の田を衛にかえさしめ、かつまた公壻池の封の申より虎牢の境に至るを致す）とある。

⑨ 拙稿：甲骨文・金文に見える邑（神戸大學文學會「研究」第三三號、一九六四年）

⑩ 傅斯年：大東小東說（中央研究院歷史語言研究所集刊第二本、一九三〇年）

⑪ 後日に發表の豫定。

⑫ 註⑨

⑬ 孫詒讓：古籀餘論卷中召伸虎敔第二器。

⑭ いま、われは汝に命じて、邑人と先虎臣・後庸たる西門夷・舂夷・京夷・𩰫夷と師笭の側・新たりし□華夷・由□夷・𨛭人と成周走亞たる戍𤔲人・降人・服夷とを商管司せしむ。

⑮ 楊寬：論西周時代的奴隸制生產關係（古史新探 一九六五年）、岑仲勉：封建社會的建立應放在西周初期（西周社會制度問題、一九五六年）、陳夢家：西周文中的殷人身分（歷史研究一九五四年第六期）など多くの研究がこの説である。

⑯ 註⑬の孫詒讓、註⑮の陳夢家氏の研究は、附を金文中の僕でもって考えている。

⑰ 𠂤王の退と側と虎臣とを管司せしむ。この銘の退側を左右の意味に解し、左右の虎臣とする説もあるが、訇簋に側とあるから、一應退と側とは別個のものとする。但し退が何を意味するか不明。

⑱ 郭沫若：弭叔簋及訇簋考釋（文物一九六〇年第二期）、王祥：說虎臣與庸（考古一九六〇年第五期）、黃盛璋：關于詢𣪘的制作年代與虎臣的身分問題（考古一九六一年第六期）及び註⑮

⑲ 師旂の衆、僕が、王の于方を征するに從わざりき。この銘の衆僕については註⑨の拙稿參照。

⑳ 汝に命じて、𢿢師の家司馬となり、僕・射・士・𨛭・小大の右・隣を商管せしむ。

㉑ 王が、靜に命じて、射を學宮に司どらしむ。小子と服と小臣と夷僕とが射を學べり。

㉒ 伯大師が、伯克に僕を卅夫たまえり。

㉓ 幾父に𨛭を六と、僕を四家と、金を十鈞たまえり。

㉔ 註⑮楊寬氏の書。

㉕ なんじの祖の商管せる邑人と虎臣の西門夷・𩰫夷・舂夷・京夷・𩰫夷と新とを司どらしむ。

㉖ 註⑨

㉗ 宜にあるの王人を十?と七姓たまわる。奠の七伯とその𠬝千と五十夫たまわる。宜の庶人六百と六夫たまわる。

㉘ 汝に、邦司を四伯と人𠫑の御より庶人に至るまでの六百と五十と九夫をたまわる。夷司にして王臣たるもの十と三伯と、人𠫑千と五十夫とをたまわる。

㉙ 宜侯夨簋には王人と奠七伯及び𠬝と庶人との三種があり、庶人がおそらく原住の土田の耕作者である。王人は七つの族集團を形成しており、夨及びその一族とともに中核となっていたと考えられる。しかしこの王人すべてが、寄生的な貴族階級であったのではなく、自らも耕作に從事して生活を支えるとともにそのなかから上級の役務從事者が出ていたと考えられる。邑人という場合にはこうしたものもふくまれていたし、また租稅を納める農民もあったと考えられる。ただ第三節にふれる官邑などの場合には、こうしたむしろその侯領における中心的な邑以外の、周邊の村落も含まれたと考えられる。中心的な邑のなかからも役務に服するものが出ていたと考えられることは、後期の師晨鼎にうかがえる。その銘文には、「冊命師晨、足師俗𨛭邑人隹小臣・善夫・守□官犬眔奠人善夫・官守友。」（師晨に冊命して、師俗をたすけて、邑人―これ小臣・膳夫・守□官犬と奠

人の善夫・官守友とを司どらしむ）とあり、善夫などには邑人と奠人との二種の出身があったことがわかる。この邑人は、宜侯夨簋の王人に、奠人は奠伯及びその閈に當ると考えられる。

㉚ 拙稿：西周時代に於ける王權の消長（神戸大學文學會「研究」第三五號、一九六五年）

㉛ 商に釋し、嫡卽ち繼承・相續の意とする說、或いは適館卽ち館にゆきての意とする說、或いは徹と同意とし、治めるとする說などあり。

㉜ 拙稿：出土資料による西周史再構成の試ろみ（甲骨學第十號一九六四年）及び註⑨・㉚。本文中に引用した大雅江漢・崧高の二編は、宣王の時の召伯虎・申伯の二人の封建を歌ったものと言われるが、宣王時代というのは、後期でもめずらしく南方への進出が行なわれた時代であり、申伯の封建はその結果による。また召伯虎の場合は、詩中に「自召祖命」（召の祖の命をもちう）とあるところから考えて、新たな封建ではなく、相續を認承するものであったと考えられる。

㉝ 免に命じて、司徒となし、奠の苑の林と虞と牧とを司どらしむ。

㉞ 大左（官名）に備え、豐の苑の左右の師氏を管司せしむ。

㉟ 邑から租稅を徵するという文は、今のところないが、たとえば頌簋の「命汝官嗣成周貯廿家、監嗣新造貯」（汝に命じて、成周の貯の廿家〔分〕を管司し、新しくいたされた貯を監司せしむ）は、或いは洛邑に住むある部分の邑人と新來の住民の租稅を意味するかと考えられる。

㊱ 楊希枚：先秦賜姓制度理論的商榷（中央研究院歷史語言研究所集刊第二六本、一九五五年）

㊲ 註②拙稿

㊳ 汝に命じて、なんじの祖考を繼ぎ、左右の戲と緐と荆とを商管司せしむ。

㊴ 拙稿：新出金文資料のもつ意義（平凡社刊書道全集第二六卷一九六七年）及び註㉚

㊵ 西周後期に、諸種の管司の任を命ぜられた貴族たちは、本來の自己の領地は、別に世襲していたのであり、これらの管司權は、それに附加されたものと考えられる。こうして王室の直轄地は次第に蠶食され、弱體化したものであろう。

㊶ 左傳の原文は以下の如し、晉郤至與周爭鄇田。王命劉康公單襄公訟諸晉。郤至曰、「溫吾故也。故不敢失。」劉子單子曰、「昔、周克商、使諸侯撫封。蘇忿生以溫爲司寇、與檀伯達封于河。蘇氏卽狄。又不能於狄、而奔衞。襄王勞文公而賜之溫。狐氏陽氏先處之、而後及子。若治其故、則王官之邑也。子安得之。」晉侯使郤至勿敢爭。

The 封建制度 of the Western *Zhou* 西周 Period as seen in the "*Zuo-zhuan* 左傳"

Michiharu Ito

While the reliability of many references concerning the feudalism of Western *Zhou* that appear in *Zuo-zhuan* tends to be more or less doubtful. The account on feudalism in the *Lu* 魯 and the *Wei* 衞 in the 4 th year of *Ding-gong* 定公 shows that it is not merely a tale but reflects to some extent the real situation at that time, taken into consideration the geographical conditions of these two countries and their being clan groups in the early years of Western *Zhou*.

Besides, *pu-yong* 僕庸, male and female servants, the origin of *fu-yong* 附庸 in the *Chun-qiu* 春秋 period, were groups of military significance. At first under the command of the noble men including King *Zhou* they gradually became in later years of Western *Zhou* their private servants. Both the clan groups, including the *pu-yong*, who had special duties and the people originally of the King but put under the noblemen's control became either their private servants, or their subjects living in their territories. This is to say that the people who had originally been under the direct rule of King *Zhou* became in the course of control by the noblemen their private possessions.

Such *yi* 邑 villages and *zu* 族 clans, as seen in the *Zuo-zhuan* were *guan-yi* 官邑, king's villages, and *guan-zu* 官族, king's clans. It was the complex formed by the servants, the king's villages, and the king's clans, as well as the feud, the subjects, and the private servants originally owned by the noblemen themselves that constituted the social base of the Western *Zhou* period.